

II. 整備の基本的な考え方

1. 建築物等の整備の考え方

1) 施設整備と心のバリアフリー

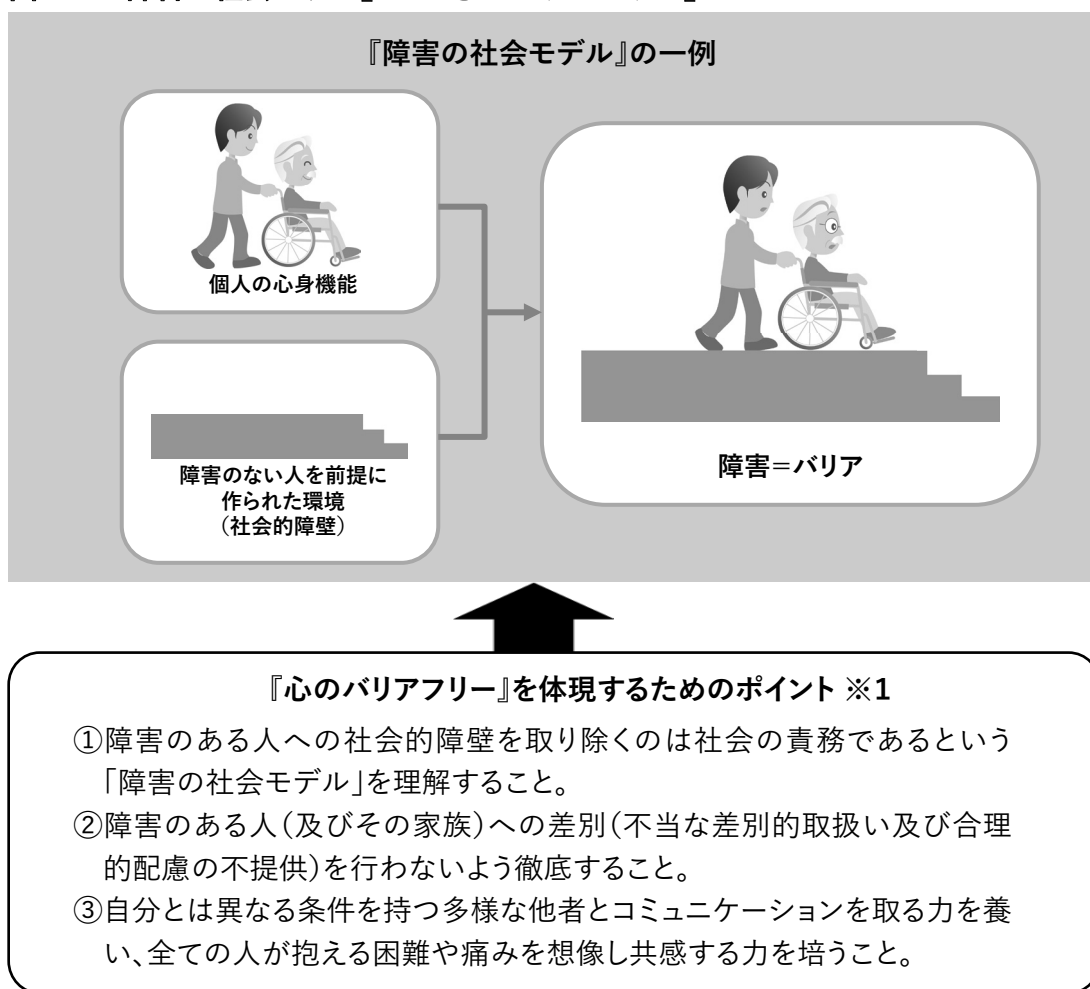
「障害」は、個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害の社会モデル」を全ての人が理解し、自分とは異なる条件を持つ他者に対して差別を行わないことが大切です。そして、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う『心のバリアフリー』が求められています。

施設の設置、設計、管理においては、これまでもバリアフリー法に基づき、設備や施設のバリアフリー化が進められてきました。しかしながら、高齢者や障害者等にとっては、未だ配慮が十分に

はなく、バリアが生じて困難な状況があることが指摘されています。このような状況に対して、高齢者、障害者等の活動や社会参加を制限している社会的障壁の存在に気づき、その原因や解決策を考えることが重要です。

多様な障害特性等により、利用者が感じているバリアはわかりづらいことがあります。全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にして支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することができる共生社会の実現を目指す姿勢が求められています。また、利用者の声に対し、積極的にコミュニケーションをとり、何がバリアなのかに気づき、代替措置の検討も含め、具体的な行動を起こし続けることが大切です。

図8 『障害の社会モデル』と『心のバリアフリー』



※1 出典:「ユニバーサルデザイン2020行動計画」 ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議 平成29(2017)年

2) バリアフリー化の責務

平成18(2006)年に「障害者権利条約」が国連総会で採択され、日本は翌年に条約に署名しました。この条約の締結(批准)に向けた国内法制度の整備の一環として、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25(2013)年に「障害者差別解消法」が制定され、平成28(2016)年4月から施行されました。障害者差別解消法では、行政機関等や事業者が、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。また、行政機関等や事業者に対して、障害者から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者に対しては、対応に努めること)、すなわち「合理的配慮」を求めています。

建築物等との関係においては、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として、バリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化等の実施(事前的改善)が求められています。

3) 障害の特性理解と設計への反映

バリアフリーの施設整備にあたっては、高齢者、全ての障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む。)、妊産婦・児童・乳幼児等、外国人などの建築物等の利用に係わる行動(動作)特性を十分に理解しなければなりません。その理解にあたっては、個人にとっての移動上の制約、すなわちバリアと感知することが多様であることに留意が必要です。

そのため、施設整備において、施設の用途や整備箇所等によってバリアフリー化の優先度や整備方法が異なる場合に対して、障害特性や必要な配慮について文献等も参照して多様な利用者の特性を理解したうえで、整備基準を画一的に適用することがないよう努める必要があります。

こうした合理的配慮の提供の検討過程において、全ての利用者の公平な利用の実現は容易ではありませんが、計画の段階から可能な限り多様な市民、利用者の協力を得て、適切なバリアフリー化を検討していくことが重要です。

4) 管理運営上の配慮と併せたバリアフリー対応

全ての人に使いやすい建築物等を計画するためには、空間や設備等のバリアフリー化による対応と、管理運営上の配慮や工夫による対応を併せて検討する必要があります。管理運営においては、バリアフリー対応に係る情報提供、ハード・ソフトの両面から利用者の支援、利用者特性に応じた人的対応や備品の準備、火災や地震等非常時の情報伝達や避難支援、従業員等のバリアフリー対応に対する理解の促進に取り組むことが必要です。

5) 移動等の連続性の確保

全ての人に使いやすい建築物等を計画するためには、様々な利用者のニーズを理解し、計画する必要があります。特に建築物を整備する際には、建築物内部のバリアフリー対応はもちろんのこと、建築物に至る屋外環境、道路等との総合的なバリアフリー環境整備が求められます。

敷地内においては、道路から目的とする場所まで、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に移動できることが設計の基本です。加えて、目的とする場所から車椅子使用者用便房や車椅子使用者用駐車施設をはじめ、カウンターなど利用者が利用する場所に至る経路についても同様の整備が必要です。これらの経路について、連続してバリアフリー化を行うことにより、誰もが当該施設を安全かつ円滑に利用できる設計・整備とすることが大切です。

連続してバリアフリー化を行うべき経路は、施設の用途により整備すべき場所が異なるものと考えられます。例えば、病院では出入口から受付・廊下・診察室又は病室までの経路、劇場では出入口から廊下・ホワイエ・観覧席までの経路、ホテルでは出入口からフロント・レストラン・エレベーター・客室・客室内の浴室及び便所までの経路、コンビニエンスストアでは出入口から通路・レジまでの経路などが、連続してバリアフリー化を行うべき経路となります。

なお、増築した場合には、既存部分については整備基準への適合義務はありませんが努力義務があります。また、増築部分までの経路についてはバリアフリー化を行う必要がある等、新築の場合と適用範囲が異なるため注意が必要です。

2. 建築物等の整備の手順

1) 建築物等の計画の手順

以下は、建築物等、公共交通機関の施設、鉄道の駅と一体として利用される施設、道路、公園によって変更、省略した方がよい場合もありますが、およその平均的な手順を示しています。

①バリアフリー対応の方針を設定する。

- ・高齢者、障害者等を含む全ての利用者に等しく対応することを原則とする。
- ・事業計画や当該建築物の基本計画・基本設計において、バリアフリー対応の方針を設定する。

②利用者の特徴とニーズを把握する。

- ・事業計画や計画・設計の各段階で、利用者に対して、計画・設計への参画を求め、意見を聴取し、対応を検討する。
- ・意見聴取については、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準別冊「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン(令和7(2025)年5月)」」が国交省より示されている。
- ・計画・設計の各段階においては、建築主等や高齢者、障害者等の利用者、設計者や施工者等が参加して意見交換を行い、当該施設での対応方針を検討する場を設けることや、モックアップ(実物大の模型・試作)や動作検証を行い、計画・設計に反映する。

③法や条例に基づく基準、建築設計標準等への対応を確認する。

- ・バリアフリー化基準と条例に基づく整備基準を遵守し、望ましい水準の対応を検討、確認する。
- ・高齢者、障害者等の利用ニーズや、供用開始後のバリアフリー対応等の情報提供を意識したうえで設計の与条件(目標)を定め、バリアフリー対応の実現と適切な情報提供に留意して、計画・設計に取り組む。

④バリアフリー環境に係る管理計画を作成する。

- ・現状と課題を把握した上で、バリアフリー対応に係るハードとソフト両面の検討体制、維持保全計画、災害時の対応策、定期的な点検や修繕・交換に関する事項を定めた『バリアフリー管理計画(バリアフリー取組計画)』を作成する。
- ・利用者ニーズの継続的な把握、段階的な改善の時期、体制、検討内容を想定する。
- ・利用者意見のフィードバックや、管理計画の実施状況等の検証についても計画する。

2) 整備のポイント

①円滑な移動と利用に配慮する。

- ・敷地の出入口・駐車場から目的となる諸室(利用居室)又は便所の間に、安全かつ円滑に移動できる経路を設ける。
- ・便所、便房は、車椅子使用者、オストメイトをはじめとする多様な利用者のニーズに配慮したものとする。
- ・人体寸法、各種動作寸法や利用特性等を考慮し、部品・設備や什器・家具等は、使いやすい設置位置、使いやすい寸法・仕様とする。

②機会と選択の平等に配慮する。

- ・高齢者、障害者等が、他の利用者と同様に、各々の利用特性やニーズに応じた施設利用を選択できるようにする。

③わかりやすい動線計画、空間構成とする。

- ・全ての利用者にとって、わかりやすい動線計画、空間構成(室と通路の配置等)とする。
- ・サインシステム、メイン通路、現在位置等の目印、内装のしつらえ等を組み合わせることにより、認知性を確保し、快適に誘導できる動線計画、空間構成とする。

④施設利用に必要な情報を提供する。

- ・施設利用に必要な情報を得るための案内表示は、全ての利用者の見やすさ、わかりやすさに配慮したものとし、図記号(ピクトグラム)は標準化されたものを用いる。
- ・施設利用に必要な情報を得るための音声・音による案内は、全ての利用者に聞き取りやすく、わかりやすいものとする。
- ・全ての利用者が施設利用に必要な情報やソフト面の対応を得られるよう、案内カウンター等を設ける。

⑤非常時の情報伝達、避難誘導を行う。

- ・高齢者、障害者等は、火災や地震等の非常時に情報の取得や避難に制約を受けやすいため、的確な情報伝達、安全な避難動線の確保、避難場所の整備等に留意する。
- ・施設の用途・規模を踏まえ、防火区画、避難計画等と、非常時の高齢者、障害者等の安全、確実、迅速な避難誘導を可能とするソフト面の対応を総合的に検討する。
- ・全ての利用者に非常事態(火災、地震、津波等)であることを速やかに伝達できるようにする。
- ・避難経路の案内表示や誘導用設備は、全ての利用者の誘導に配慮したものとする。
- ・避難経路の動線計画は、全ての利用者にとってわかりやすいものとする。

3. 高齢者、障害者等の特性と、特性に応じて留意すべき主な事項

全ての人に公平に使いやすい建築物を計画するためには、様々な利用者の利用特性とニーズを十分に把握する必要がある。そのためには、建築主・施設管理者、事業者等と設計者は、建築物の計画・設計にあたって、利用者のニーズ等を十分に理解し、全ての人に可能な限り使いやすい建築物を実現するよう努める必要がある。

利用特性に応じた利用者のニーズが、利用者間で一致することもあるれば異なることもあることにも留意する。

全ての利用者のうち、特に高齢者、障害者、妊婦、乳幼児連れ、児童、外国人については、施設・設備・情報のアクセシビリティ確保のために、その利用特性や多様で幅広い障害特性と留意すべき主な事項を理解した上で計画・設計を行う必要がある。

また重複障害(複数の障害を併せて有する状態)の利用者については、それぞれの障害の特性について理解した上で、計画・設計を行う必要がある。



高齢者

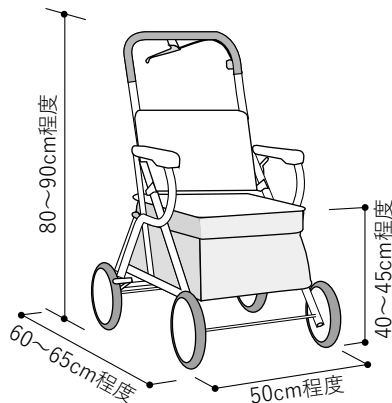
高齢者の特性等

- 加齢に伴い、視認性や聴力など身体的な低下が起こり、疲れやすくなったり、段差を越えることが困難になったりする。環境の変化への適応が困難になることもある。
- 認知症の発症に伴う記憶障害、見当識障害、理解・判断力の低下等がある。
- 白内障の人は、黒い背景と青の組み合わせが見難く、白い背景では黄色と白の区別がつきにくい。

留意すべき主な事項

- ・わかりやすい動線計画、空間構成とし、つえ等やハンドル型電動車椅子などの利用に対し、幅・広さなどの空間配慮が必要である。
- ・床は滑りにくいものとし、歩行時のつまづきに配慮し段を設けない。
- ・見えやすく、わかりやすい案内表示とするため、文字の大きさやコントラストに配慮する。
- ・聞き取りやすくわかりやすい音声案内・音サインを設ける。
- ・転倒や衝突、転落等の事故防止に配慮する。
- ・便所や浴室での立ち上がりや姿勢保持、移動を補助する手すりを設置する。
- ・適宜休憩できる場所を設ける。
- ・機器などはわかりやすく操作しやすいものとする。

■ ショッピングカートの各寸法

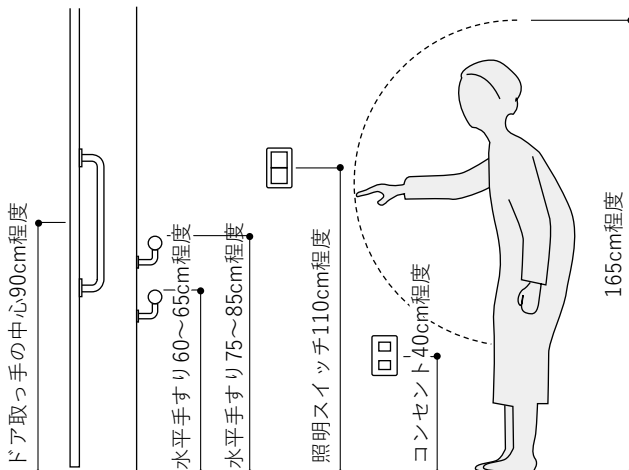


■ JIS T 9203ハンドル形電動車椅子の各寸法

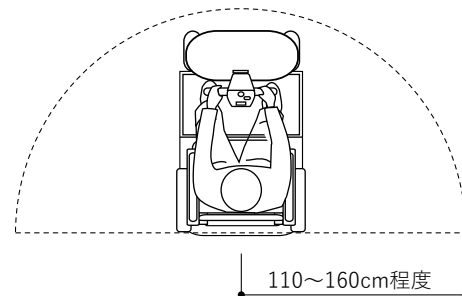


出典:「ハンドル形電動車椅子の鉄道利用要件の見直しについて」国土交通省資料

■ 高齢者が利用しやすい各高さ



■ ハンドル形電動車椅子の最小転回半径



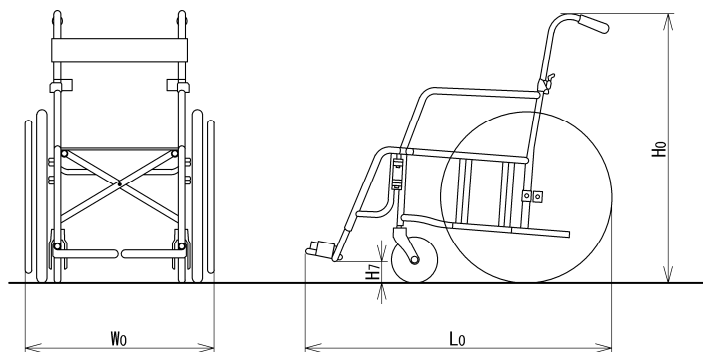
車椅子使用者

車椅子使用者の特性等

- 車椅子使用者は、下肢・上肢、あるいは体幹の障害部位、利用する車椅子によって利用特性が異なる。
- 車椅子使用者は移動や方向転換の動作空間を要する。また目線は立位の人より低く、手の届く高さに限りがある。
- 車椅子には手動式と電動式がある。
- 手動車椅子は、自走用と介助用がある。
- 電動車椅子は、自操用と介助用があり、重度障害者など利用者の対象範囲はより広がる。
- 電動車椅子のうち座位変換型(電動)車椅子は、リクライニング機構(バックサポート(背もたれ)やレッグサポートの角度が調節できるもの)や、ティルト機構(シート(座面)とバックサポートの角度が固定されたまま傾斜を一体的に調整できるもの)がある。これにより、バックサポートを後方へ傾斜し、レッグサポートを挙上する場合は、JIS規格に示される全長120cmに比べて大きくなる。

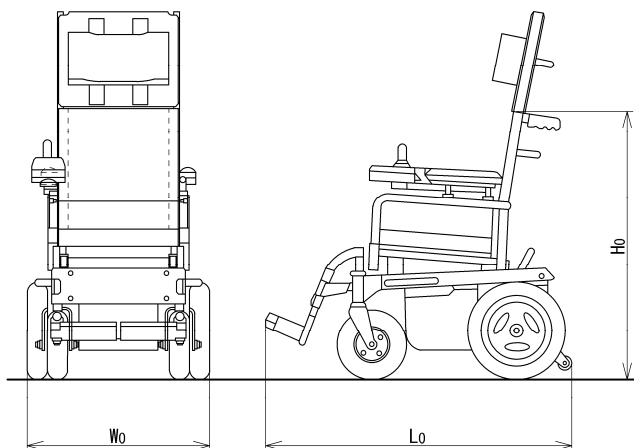
■自走用標準型車椅子の例

- ・JIS規格では手動車椅子の種類、性能、構造、寸法及び形状、外観、試験方法等が標準化されている。
- ・手動車椅子は、主としてその外観及び用途によって、自走用と介助用に分類されている。
- ・JIS規格では、座面の高さの規定がないが、介助用車椅子では、自走移動を助けるために座面高さが低くなっているものがあるため、設計の際には配慮を要する。



■電動車椅子(自操用標準型)の例

- ・JIS規格で電動車椅子の種類、構造、寸法及び角度、外観、試験方法等が標準化されている。



留意すべき主な事項

- ・わかりやすい動線計画、空間構成とする。
- ・床は滑りにくいものとし、段を設けない。
- ・見えやすく、わかりやすい案内表示とし、掲示高さに配慮する。
- ・騒音の低減と響きの抑制に配慮するなど、聞き取りやすくわかりやすい音声案内・音サインを設ける。
- ・転倒や衝突、転落等の事故防止に配慮する。
- ・出入口や廊下など、移動や方向転換のための幅や動作スペースに留意するとともに、出入口前後の高低差を解消する。
- ・カウンターや棚など、到達範囲や下部スペースなどにも留意する。
- ・スイッチ・ボタン類、機器類は操作しやすいものとし、設置位置に配慮する。
- ・車椅子使用者用駐車施設を設置する。
- ・車椅子使用者用便房に大型ベッドを付加するとともに、異性介助者の同伴に配慮する。

■JIS T 9201(手動車椅子)における手動車椅子の寸法(単位:mm)

部位	寸法値 ^{b)}
全長(L ₀)	1,200 以下
全幅(W ₀)	700 以下
フットレスト高(H _f)	50 以上
全高(H ₀) ^{a)}	1,200 以下

a) ヘッドサポートを外した時

b) リクライニング機構及び／又はティルト機構を装備する車椅子は、標準状態の寸法とする。

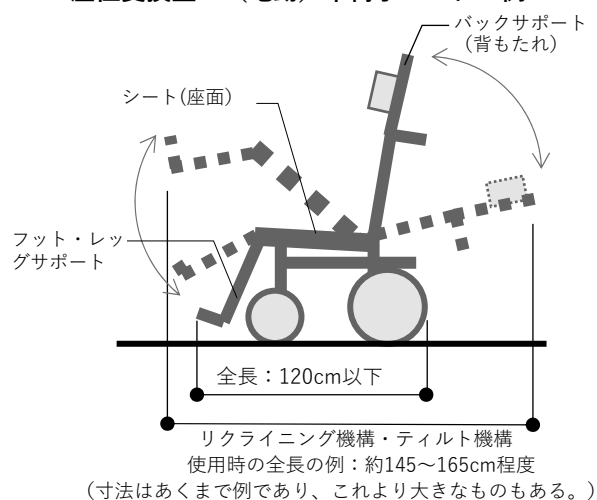
■JIS T 9203(電動車椅子)における電動車椅子の最大寸法(単位:mm)

区分	最大寸法 ^{a)}
全長(L ₀)	1,200
全幅(W ₀)	700
全高(H ₀) ^{b)}	1,200

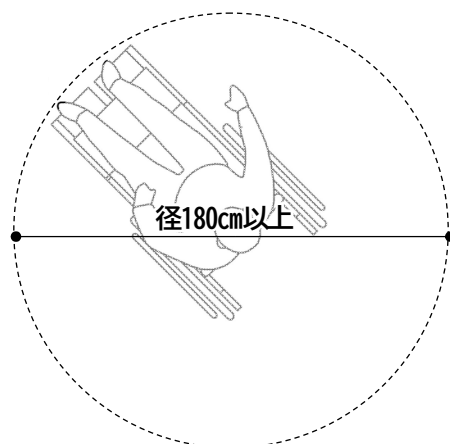
a) リクライニング機構、リフト機構及びティルト機構を装備する電動車椅子は、標準状態の寸法とする。

b) ヘッドサポート取外し時。ただし、バックミラーを持つ場合、その高さは1090mmとする。

■ 座位変換型の（電動）車椅子のモデル例



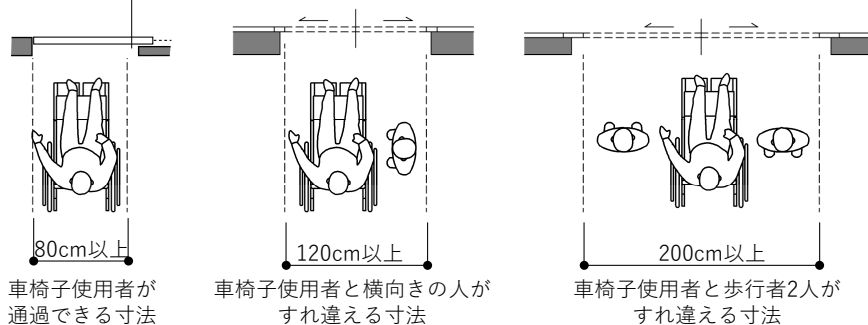
■ 座位変換型の（電動）車椅子が360度回転できる最低寸法



資料：上図全て「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7[2025]年5月）」（国土交通省）p9を加工して作成

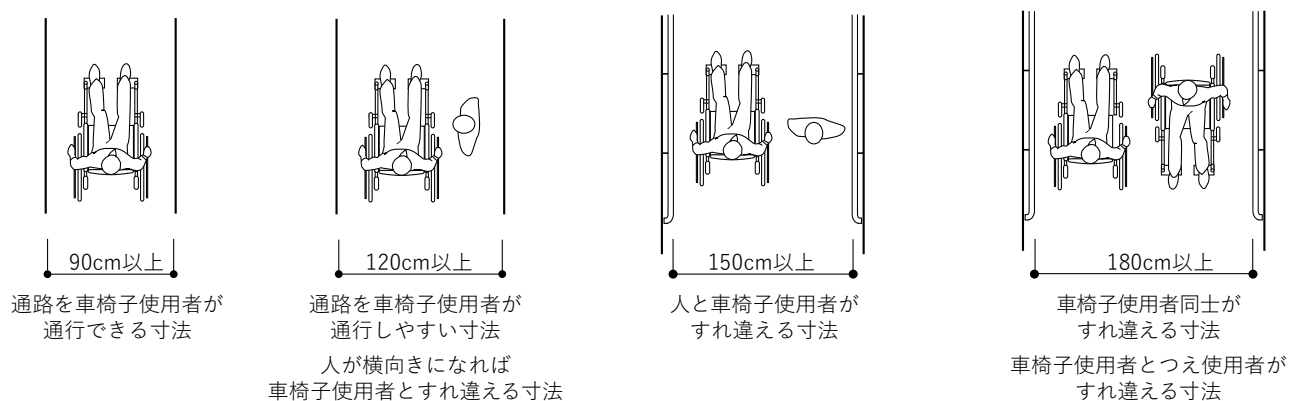
■ 車椅子動作寸法（出入口）

(注) 幅には引き残しを含まない

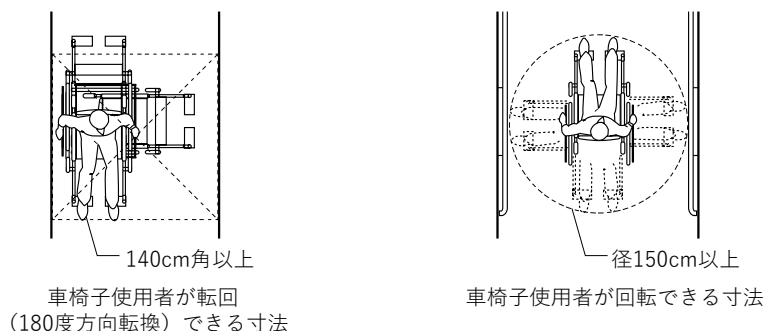


資料：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7[2025]年5月）」（国土交通省）p48を加工して作成

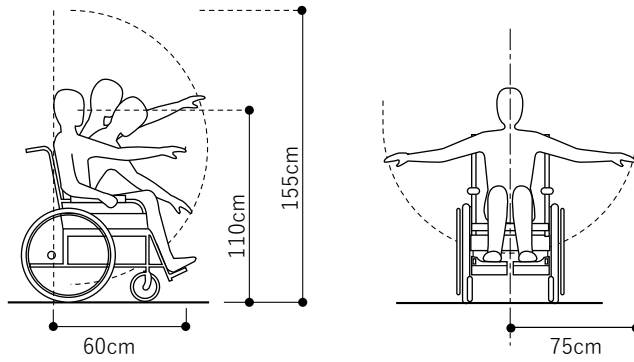
■ 車椅子動作寸法（通過）



■ 車椅子動作寸法（方向転換・回転）

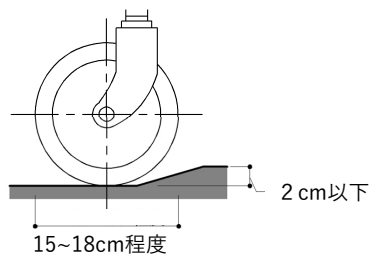


■手の届く範囲・視線の高さ



(注) ものをつかむ動作では到達範囲がさらに短くなる

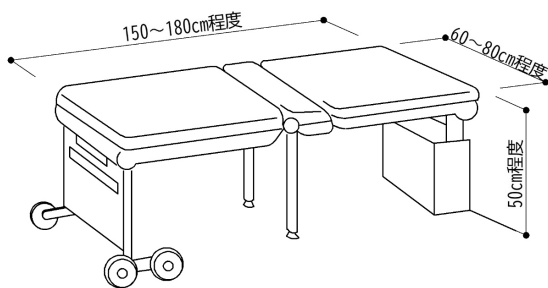
■残存段差の処理



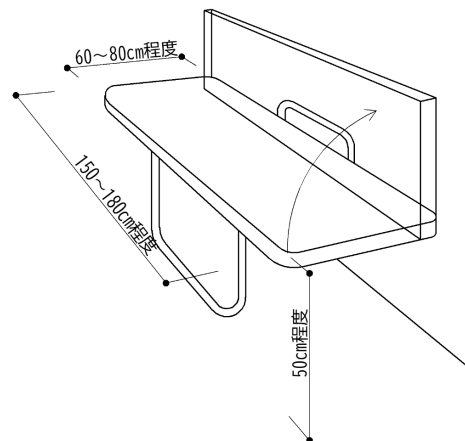
資料：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7[2025]年5月）」（国土交通省）p 31を加工して作成

■大型ベッド（幼児~大人まで）の例

短辺方向に折りたたむ大型ベッド



長辺方向に折りたたむ大型ベッド



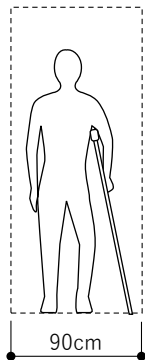
資料：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7[2025]年5月）」（国土交通省）p 109を加工して作成

下肢障害者

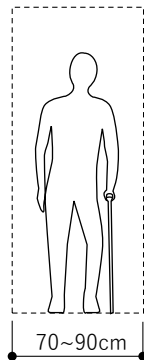
下肢障害者の特性等

- 下肢障害者とは、加齢などにより自力歩行が困難な人、つえなどの支援器具の使用者、下肢切断者、膝関節炎患者などであり、長距離の歩行が困難である。
- 杖使用者は、移動のための動作空間を要する。また、低いところに手が届かない。
- 杖使用者は体幹が弱く、ふらつきがある。
- 片まひの杖使用者の多くは、下肢のみならず上肢にも障害がある。

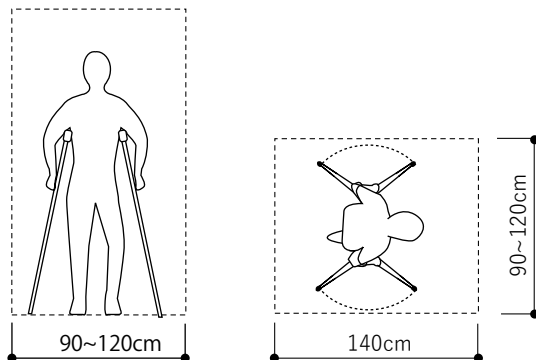
■片松葉杖使用者の動作寸法



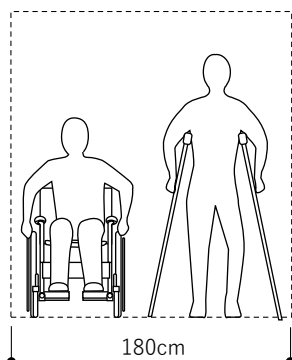
■つえ使用者（ステッキ等）の動作寸法



■松葉杖使用者の動作寸法



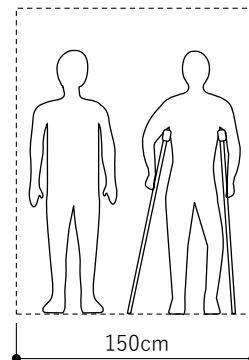
■車椅子使用者と松葉杖使用者のすれ違い寸法



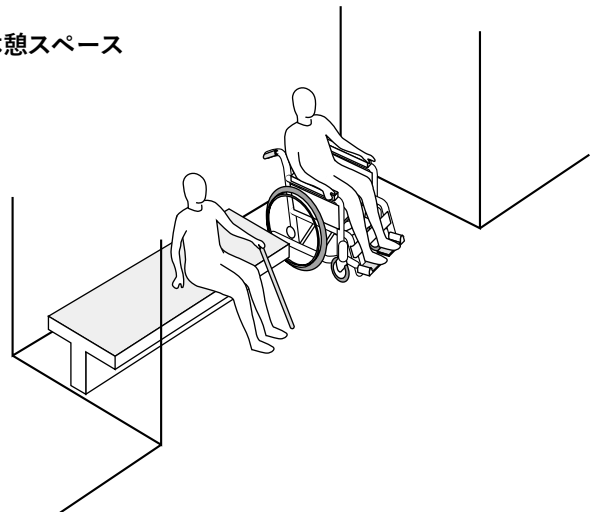
留意すべき主な事項

- ・わかりやすい動線計画、空間構成とする。
- ・床は滑りにくいものとし、段を設けない。
- ・見えやすく、わかりやすい案内表示とし、掲示高さに配慮する。
- ・聞き取りやすくわかりやすい音声案内・音サインを設ける。
- ・転倒や衝突、転落等の事故防止に配慮する。
- ・出入口や廊下など、移動や方向転換のための幅や動作スペースに留意するとともに、出入口前後の高低差を解消する。
- ・スイッチ・ボタン類、機器類は操作しやすいものとし、設置位置に配慮する。
- ・移動補助のために、手すりの設置が望ましい。
- ・適宜休憩できる場所を設ける。

■歩行者と松葉杖使用者のすれ違い動作寸法



■休憩スペース



上肢障害者

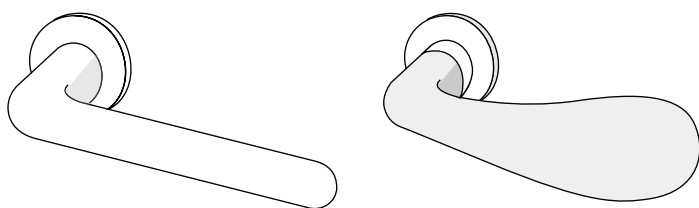
上肢障害者の特性等

○上肢や手先などに障害をもつ場合、到達範囲は狭くなり、ものをつかんだり、細かい操作が困難になるので、ものの大きさや操作方法への配慮が必要である。

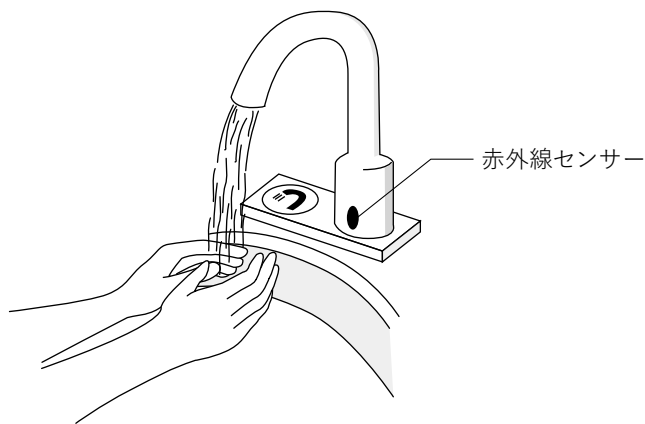
留意すべき主な事項

- ・わかりやすい動線計画、空間構成とする。
- ・床は滑りにくいものとし、段を設けない。
- ・見えやすく、わかりやすい案内表示とし、掲示高さに配慮する。
- ・聞き取りやすくわかりやすい音声案内・音サインを設ける。
- ・転倒や衝突、転落等の事故防止に配慮する。
- ・スイッチ・ボタン類、機器類は操作しやすいものとし、設置位置に配慮する。
- ・移動補助のために、手すりの設置が望ましい。
- ・腰掛便座の横壁面にペーパーホルダー、洗浄ボタン等を設ける場合は、JIS S 0026に基づく配置とする。

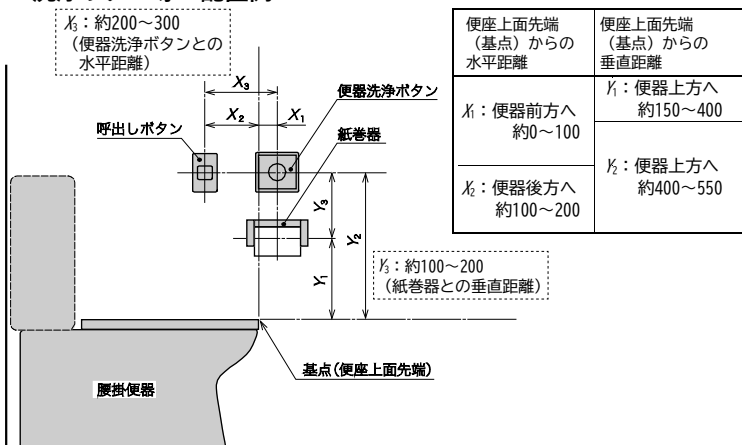
■握りやすいドアハンドル



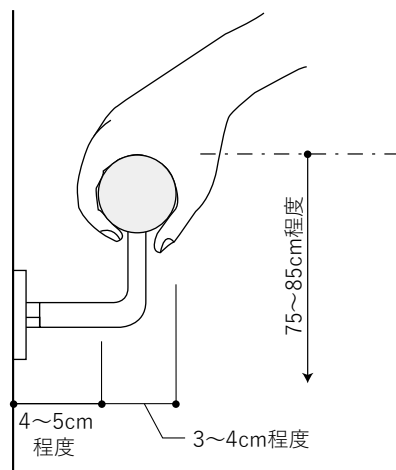
■手が洗いやすい水栓（グースネックタイプ）



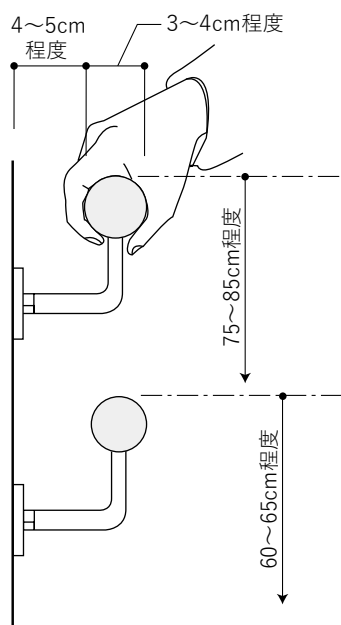
■洗浄ボタン等の配置例



■握りやすい手すり（1段）



■握りやすい手すり（2段）



資料：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7[2025]年5月）」（国土交通省）p122を加工して作成

視覚障害者

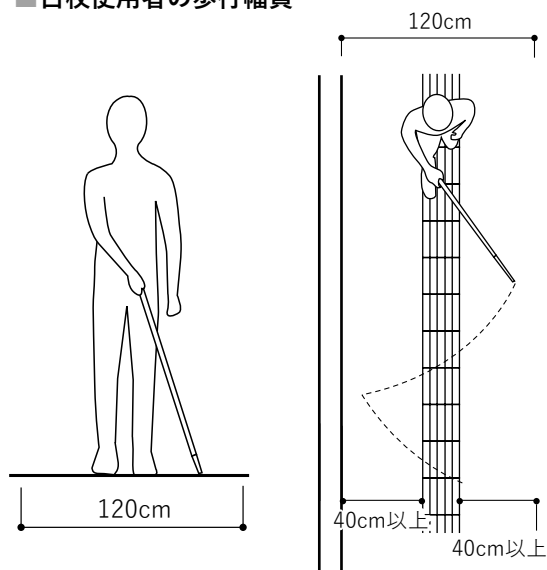
視覚障害者の特性等

- 視覚による障害により、現在位置や障害物の認知、目的物の方向など、様々な情報の不足が歩行を困難にする。視覚障害者に対する基本的な考え方は、できる限り必要とする情報を複数の手段で補完することである。
- 全く見えない「全盲」、見えにくい又は多少見える「弱視」によって、利用特性が異なる。
- 弱視には、視野の欠損、細部が見えない、光がまぶしい等、さまざまな障害や程度があり、個人差が大きい。
- 受障年齢、受障後の生活訓練、外出頻度によって利用特性が異なる。
- 白杖使用者は歩行中の注意が足元に集中するため、上部の突出物に衝突しやすい。

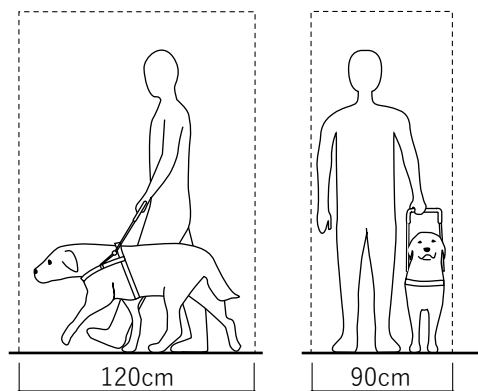
留意すべき主な事項

- ・わかりやすい動線計画、空間構成とする。
- ・視覚にかわる聴覚・触覚情報など情報入手方法を複数設けるよう配慮する。
- ・サイン・文字等は大きくし、色のコントラストに留意する等、見えやすく、わかりやすい案内表示とする。
- ・騒音の低減と響きの抑制に配慮するなど、聞き取りやすくわかりやすい音声案内・音サインを設ける。
- ・転倒や衝突、転落等の事故防止に配慮する。
- ・誘導のための手すりの設置に配慮する。
- ・スイッチ・ボタン類、機器類は操作しやすいものとし、設置位置や形状に配慮する。
- ・盲導犬利用者への配慮として、盲導犬の排泄スペース、出入口の幅に配慮する。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの色は原則として黄色とし、周辺舗装材又は床材により識別困難な場合は、識別可能な明度差又は輝度比を確保する。

■ 白杖使用者の歩行幅員



■ 視覚障害者と盲導犬の必要空間



※補助犬の利用者への対応

身体障害者補助犬法により、原則「国、地方自治体、公共交通事業者、不特定多数が利用する施設の管理者などは補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の同伴を拒んではならない。」とされている。

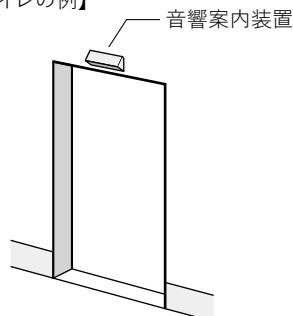
■ 音案内による情報伝達

施設・設備の位置を告知する誘導チャイム等による音案内である。常時音響を出して案内する方式が多い。

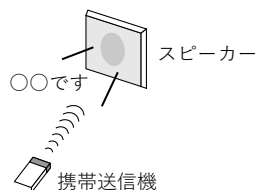
■ 音声案内装置

「ことば（音声）」によって、施設・設備の位置や内容を伝える音案内である。これは利用者が端末を持ち、そのリクエストに応じて音声案内を行うものである。現在一般的に実用化されている代表的なシステムは下記の3方式であり、その他人感センサーにより音声案内を行う方式、ICタグや携帯電話のGPS機能を用いて位置情報を得る方式等もある。

【トイレの例】

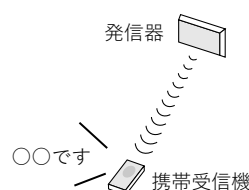


①電波方式



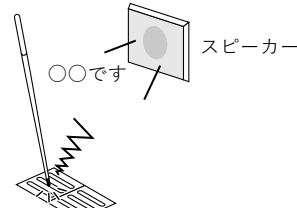
○携帯送信機の信号により、施設に設置されたスピーカーから音声案内を得る

②赤外線方式



○携帯受信機から音声案内を得る

③磁気方式



○白杖についた磁気シールにブロック下のセンサーが反応してスピーカーから音声案内を得る

□視覚障害者誘導用ブロックによる情報伝達

視覚障害者誘導用ブロック設置指針（建設省通達）

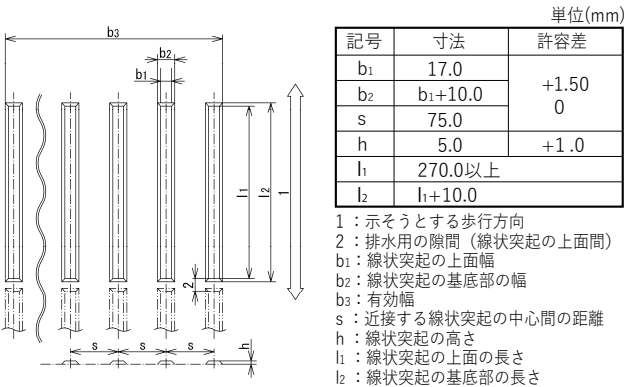
本来、歩道等において運用を求めているものであるが、建築物に対しても一定のガイドラインとしての役割を果たしてきた。以下、そのポイントをまとめたものである。

項 目	要 点
適用の範囲	道路法の道路にブロックを整備する場合
ブロックの定義	視覚障害者が通常の歩行状態において、主に足の裏の触感覚でその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロックであり、道路及び沿道に関してある程度の情報を持って道路を歩行中の視覚障害者に、より正確な歩行位置と歩行方向を案内するための施設
種類	・線状ブロック：並行線状の突起をつけたもの ・点状ブロック：点状突起をつけたもの
設置の考え方	現地での確認が容易で、覚えやすい方法で設置し、視覚障害者の歩行の利便性を向上させる。
設置の原則	・ブロックは歩道上に設置する。 ・線状ブロックは誘導対象施設等の方向を案内し、点状ブロックは注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する。 ・障害物を回避させるための案内、複雑な誘導経路、駅と利用が多い施設とを結ぶ案内の場合は継続的に設置する。 ・設置箇所に初めて踏み込むときは約60cmの幅で設置、継続直線歩行の場合は約30cm幅に設置する。 ・一連でブロックを設置する場合は同寸法、同材質のものを使用する。
材料・色彩	十分な強度を有し、歩行性、耐久性、耐摩耗性に優れ、表面の色彩は原則黄色とする。
維持管理	点検：・突起の固定、破損及びすり減り状況 ・平板の固定、破損、不陸及び不等沈下状況 ・路面の不陸状況、排水状況
工事・事前調整	ブロックが設置されている道路において工事を行う場合、歩行位置の変更又は歩行止めを行うときは、事前に関係者と調整を行う。

■JIS T 9251による視覚障害者誘導用ブロック

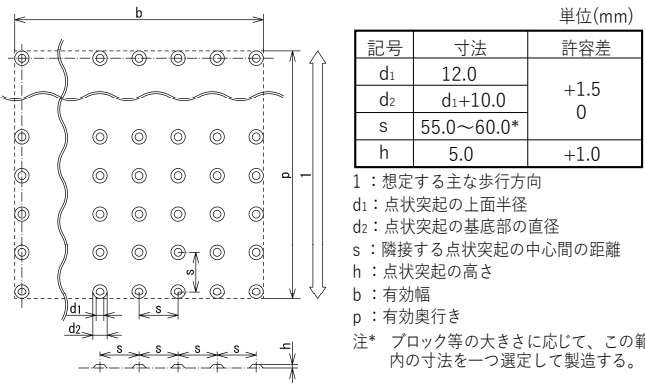
【線状突起の形状及びその配列】

線状突起の本数は4本を下限とし、線状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。



【点状突起の形状及びその配列】

点状突起を配列するブロック等の大きさは、300mm（目地込み）四方以上で、点状突起の数は25（5×5）点を下限とし、点状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。

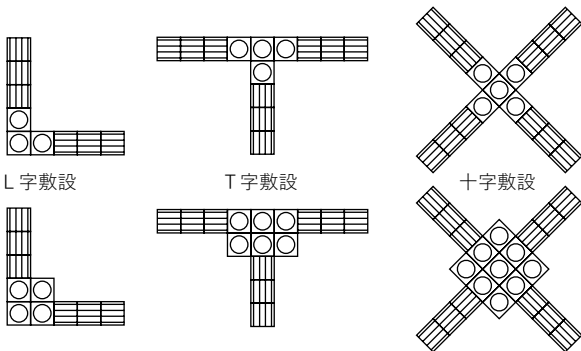


資料：上2つの図は「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7〔2025〕年5月）」（国土交通省）p93を加工して作成

■視覚障害者誘導用ブロックの輝度比の留意点

視覚障害者誘導用ブロックとその周囲の仕上げは、屋外では、晴天時において輝度比1.5～2.5の組み合わせが弱視者、晴眼者双方にとって問題ない範囲であるとされているため、輝度比2.0程度を確保し、建築物内では、輝度比を少なくとも2.0以上確保することが望ましい。
輝度は、輝度計により測定することができる。

■視覚障害者誘導用ブロックの敷設例



□ 触知による情報伝達

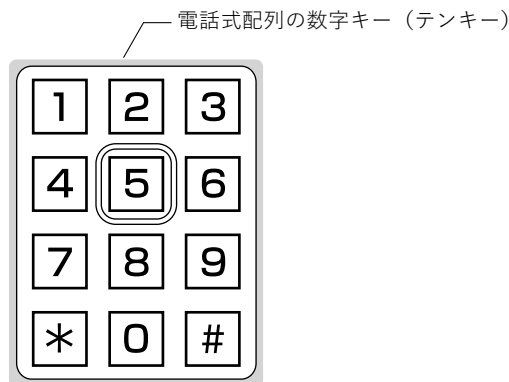
触知による情報は、図形などにより、ものの形状や空間を認知する場合に用いられる。触知情報の代表的なものとしては、触知図がある。しかし、触知図は、平面的に表示できる空間規模、認知できる広がりなど、一度に認知できる情報に限りがあり、複雑な情報を説明するには困難なので、視覚障害者の情報伝達としては、音声・音響による案内も有効である。

□ 点字による情報伝達

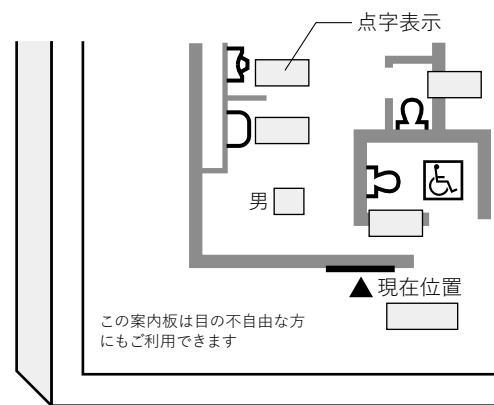
点字は視覚障害者が自身で読み書きのできる唯一の文字である。点字の表示は、JIS T 0921を参照し、はがれにくいものとする。点字ワープロ・プリンターなども市販されている。

しかし、視覚障害者のうち点字を習得している人の割合は1割程度であり、中途失明者などは点字が利用できない。点字による情報は、室名、方向、位置など必要最小限の情報を提供する。利用頻度が高い施設や設備には、墨字と点字の併用のほか、音声による案内の併用を検討する。

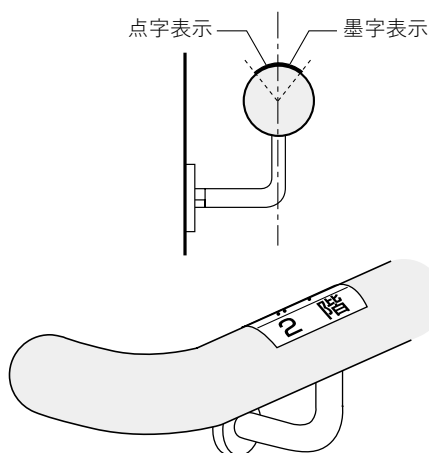
■ 視覚障害者用テンキー



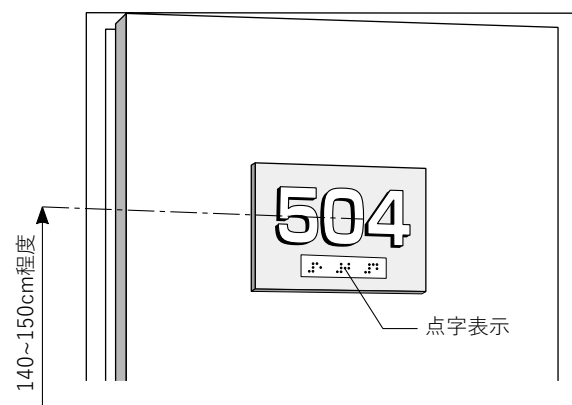
■ 視覚障害者に対応した便所案内板



■ 手すりの点字表示位置



■ 客室の室名表示例（浮き文字）



□建築物における視覚障害者への配慮に関する整備基準

視覚障害者への配慮に関し、川崎市福祉のまちづくり条例施行規則（第2条／別表第2）において、下記の項目について整備基準を定めている（詳細は、整備基準の該当項目を参照）。

配慮事項	該当箇所等	整備基準の該当項目
○手すりの点字案内 手すりの始末端部に、必要に応じて点字等による案内を設置する。	・敷地内の通路の段の手すり ・ 〃 傾斜路の手すり ・移動等円滑化経路を構成する廊下の手すり ・階段の手すり ・傾斜路の手すり	・2敷地内の通路(1)ウ(ア) ・ 〃 エ(ア) ・4廊下等(2)ウ ・5階段(2) ・6傾斜路(1)ア
○出入口の点字案内 出入口に、点字等による案内を設置するよう努める。	・便所の出入口 ・客室の出入口	・8便所(10) ・12客室(2)カ
○案内設備の点字や音声案内等 案内板その他の設備に、点字や文字等の浮き彫り、音声案内等による表示をする。	・エレベーターその他の昇降機、便所、乳幼児等用施設の配置を示す案内板	・15案内設備(1)イ
○エレベーター制御装置の点字表示 エレベーターの制御装置に点字等による表示をする。	不特定多数又は主として視覚障害者が利用するエレベーターの籠内・乗降ロビーの制御装置	・7エレベーターその他の昇降機(1)セ(ア)
○エレベーターの音声案内 エレベーターや乗降ロビーに音声案内装置を設置する。	・エレベーターの籠内で到着階・戸の開閉を知らせる装置	・7エレベーターその他の昇降機(1)サ
	・エレベーターの籠内又は乗降ロビーで到着する籠の昇降方向を知らせる装置	・7エレベーターその他の昇降機(1)シ
○視覚障害者の誘導を行う経路の整備 視覚障害者誘導用ブロックを、道等から案内設備、案内所等に至る連続した経路に敷設する。	・道等から案内設備又案内所までの経路のうちの1以上に設置	・16案内設備までの経路(1)
○点状ブロック(警告・注意喚起)の設置 段差等の危険の可能性を警告、注意喚起するため、点状ブロック等を敷設する。	不特定多数又は視覚障害者が利用する ・地上に通ずる出入口の戸の前後 ・階段の上下端、傾斜路の上端に近接する廊下 ・階段の上下端に近接する踊場 ・傾斜路の上端に近接する踊場 ・乗降ロビーの制御装置に近接する廊下等	・3出入口(2)エ ・4廊下等(1)イ ・5階段(8) ・6傾斜路(1)エ ・7エレベーターその他の昇降機(1)セ(イ)
○色の差による識別性 段鼻や傾斜路の前後を、色の明度、色相、彩度の差を大きくして、容易に識別できるようにする。	・敷地内の通路の段の段鼻の識別 ・ 〃 傾斜路と前後の通路の識別 ・階段の段鼻の識別 ・傾斜路と前後の廊下等・踊場の識別 ・エスカレーターのかし板とステップ部の識別	・2敷地内の通路(1)ウ(イ) ・ 〃 エ(イ) ・5階段(4) ・6傾斜路(1)ウ ・7エレベーターその他の昇降機(4)

色覚多様性のある人

色覚多様性のある人の特性等

○一部の色と色の組合せについて、違いを見分けにくい。

留意すべき主な事項

・色覚多様性のある人が見分けやすい色の組み合わせとすること。

参考：色覚多様性のある人について

- ・P型・D型を合わせて日本人男性の約5%、女性の約0.002%が色覚多様性のある人とされている。
- ・P型・D型の人、視力（目の分解能）は普通と変わらず細かいものまで十分見えるが、一部の色の組み合わせについて、一般の人と見え方が異なる。
- ・さらにこの他に、老化に伴う白内障や目の疾患によって視力の低下と共に色の見え方が変わることもある。白内障は水晶体が濁ることにより白とクリーム色の区別がつきづらくなり、視力も悪くなる。

参考資料：「カラーバリアフリー 色使いのガイドライン サインマニュアル Ver.2」神奈川県（平成30年6月）p.3
（「色覚障がい者」を「色覚多様性のある人」に修正）<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/28550/signpdf.pdf>

聴覚障害者

聴覚障害者の特性等

- 聴覚障害者には、全く聴覚を失っている「ろう者」、補聴器をつければ多少は聞こえる・片側の耳のみ聞こえない・聞こえにくい「難聴者」などで、それぞれ聞こえ方が異なる。先天的な失聴・難聴者と、言葉を覚えた後で聞こえなくなった中途失聴・難聴者では、情報の認知・理解に大きな差がみられる。
- また、聴覚障害者には、言語障害を併せもつ人、発声に問題がない人がある。
- 我が国の聴覚障害者の約8割が補聴器を使用する難聴者であり、その7割近くが高齢者である。
- 手話がわかる聴覚障害者の割合は2割以下で、中途失聴者の多くは手話ができない。本人の近くでの声かけのほか、簡単な筆談でのコミュニケーションも併用する人が多い。

■カウンター付近の例



■点滅ランプ付き非常口表示灯



留意すべき主な事項

- ・わかりやすい動線計画、空間構成とする。
- ・視覚・振動など情報伝達は複数を組み合わせるよう配慮する。
- ・サイン・文字等は大きくし、色のコントラストに留意する等、見えやすく、わかりやすい案内表示とする。
- ・難聴者への対応として、騒音の低減と響きの抑制に配慮するなど、聞き取りやすくわかりやすい音声案内・音サインとする。
- ・転倒や衝突、転落等の事故防止に配慮する。
- ・誘導のための手すりの設置に配慮する。
- ・音声情報を視覚情報として伝達するため、視覚情報装置の設置や、案内所等に筆談道具、タブレット端末等を準備する。

■手話例



■集団補聴システム

- ・「集団補聴システム」とは、難聴者が周囲の音環境や雑音によりことばの聞き取りが阻害されることを改善するために、話者につけたマイクホン(あるいは音響機器)から補聴器や耳に直接的に音声を入力する機器の総称である。
- ・集団補聴システムには、ヒアリングループ(磁気ループ)式、ワイヤレス(FM)式、赤外線式等の種類がある。
- ・集団補聴システムは、特に公共施設や公的機関においてコンサート、講演会、会議等を行う際に使用される。

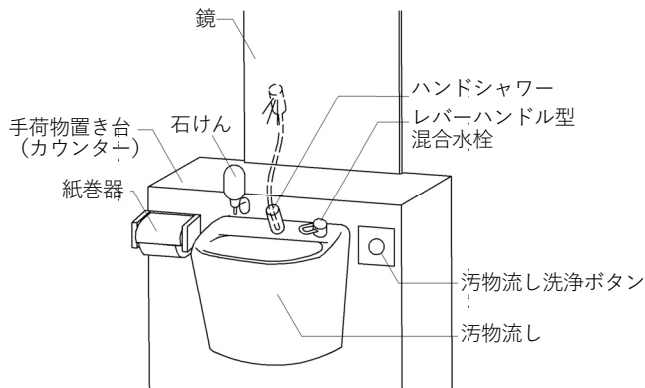
資料:「厚生労働省令和元年度障害者総合福祉推進事業 集団補聴システムの普及実態に関する調査研究報告書(令和2年3月)」(MS&ADインターリスク総研株式会社)p2より抜粋

内部障害者

内部障害者の特性等

- 内部障害者は、心臓や腎臓・呼吸器・膀胱又は直腸・小腸等の機能障害をもつ人を総称する。我が国では、心臓疾患が最も多く、次に腎臓疾患となっている。
- 「心臓、腎臓、呼吸器障害の内部障害者」は階段の昇降等が困難である。

■汚物流し（オストメイトに配慮した設備）の例



資料：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7〔2025〕年5月）」（国土交通省）p113を加工して作成

留意すべき主な事項

- ・距離の長い経路などには、休憩場所などを適切に配置する。
- ・オストメイト対応の設備を有する便房では、汚物流し（洗浄ボタン・水栓を含む）、ペーパーホルダーを設け、気兼ねなく利用できるようにする。
- ・階段はできる限り、蹴上げを小さくする。
- ・難病などの人には、特に室内環境（空調、壁材の選択）の配慮も必要である。
- ・オストメイトの図記号や、外見上分かりにくい内部障害や難病等により配慮や支援を必要とする方々を示す「ヘルプマーク」が、JIS Z 8210案内用図記号にある。

■オストメイトの案内用図記号



■ヘルプマークの案内用図記号



出典：「案内用図記号」（公財）交通エコロジー・モビリティ財団

知的障害者

知的障害者の特性等

- 知的障害者とは、何らかの脳障害によって、知的な障害をもつ人であり、言語や空間認知の遅れ、情報やコミュニケーションに関する困難がある。環境変化への適応や建築物内の構成の理解などに困難があるといわれている。

■わかりやすい案内表示例



出典：「案内用図記号」（公財）交通エコロジー・モビリティ財団

留意すべき主な事項

- ・わかりやすい動線計画、空間構成とする。
- ・歩行に配慮し段を設けない。
- ・案内表示には、JIS Z 8210案内用図記号やひらがなを併記する等配慮する。
- ・機器などはわかりやすく操作しやすいものとする
- ・一人で過ごせる場（カームダウン室）や周囲の人を気にせず観劇等できる場（センサリールーム等）を設けるよう配慮する。

※その他の図記号について、IV 関連資料「6. 標準案内用図記号」（313頁）に詳細な表示例を示していますので、そちらも参照してください。

精神障害者

精神障害者の特性等

- 精神障害とは、統合失調症、気分障害（うつ病など）、てんかん等の様々な精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱える障害である。
- 気持ちのバランスを保つことができない場合があり、コミュニケーションや環境への適合が困難な場合もある。また疾患と障害の併存があるため状態が周囲に伝わりにくい。
- 投薬や療養によって疲れやすい場合もある。
- 動線・配置計画や施設運営がわかりやすくないと、不安を感じることもある。

留意すべき主な事項

- ・わかりやすい動線計画、空間構成とする。
- ・適宜休憩できる場所を設ける。
- ・緊急時の人的サポートを検討する。
- ・一人で過ごせる場（カームダウン室）や周囲の人を気にせず観劇等できる場（センサリールーム等）を設けるよう配慮する。

発達障害者

発達障害者の特性等

- 発達障害とは、広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）、学習障害、注意欠如多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能障害であり、通常は低年齢において症状が発現するが、大人になってから症状が顕在化することもある。
- 発達障害者は、時間の理解やコミュニケーション等に困難を生じやすい。また発達にばらつきがあることから、障害の状態が周囲に伝わりにくい。
- 年齢や障害の特性により多様な状態像を示し、また、置かれた環境により目に見える困難は異なる。
- 動線・配置計画や施設運営がわかりやすくないと、不安を感じることもある。
- 音や光に敏感である。

留意すべき主な事項

- ・わかりやすい動線計画、空間構成とする。
- ・案内表示には、JIS Z 8210案内図記号やひらがなを併記する等配慮する。
- ・円滑なコミュニケーション確保のため、コミュニケーションボードなどを用意し、緊急時の人的サポートを検討する。
- ・便所における保護者等の異性同伴に配慮する。
- ・一人で過ごせる場（カームダウン室）や周囲の人を気にせず観劇等できる場（センサリールーム等）を設けるよう配慮する。

■発達障害、知的障害、精神障害のある方とのコミュニケーション支援ツールの例



参 考 資 料

◆コミュニケーションボード

知的障害者や自閉症の人など、自分の気持ちを言葉にできない、言葉が理解できない人もいます。そういった方でも、絵記号や写真等を用いて、自分の意思を指差すだけで伝えることができます。コミュニケーションボードは、様々な自治体や商業施設などに導入されています。場面に応じていくつかのパターン（鉄道駅用、お店用など）が準備されています。ただし、すべての人が利用できるとは限らないため、配慮が必要です。

コミュニケーション支援ボード（東京IEP研究会）
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_eizen/kondan/asahikawa/2nd/siryou7.pdf

公共交通機関におけるコミュニケーション支援ボード（（公財）交通エコロジ・モビリティ財団）
http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/comboard/comboard_top.html

出典：「発達障害、知的障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」国土交通省総合政策局安心生活政策課

児童、乳幼児、妊婦

児童、乳幼児、妊婦の特性等

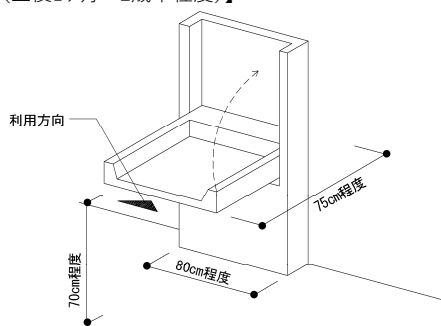
- 児童は、音声の聴取能力が発達段階にある。
- 乳幼児は、環境変化への即座な対応が困難で、危険物などに対する判断が難しい。
- 妊婦は、階段の昇降等が困難であるため、特に長い移動、上下移動への配慮が必要である。また、足元が見えないこと、しゃがむ動作や前かがみの姿勢をとることが難しい。

留意すべき主な事項

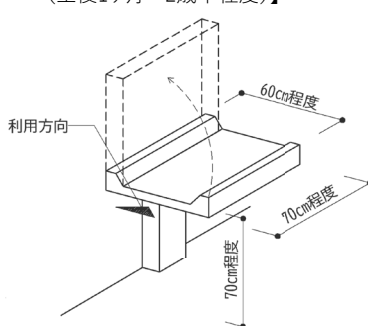
- ・ベビーカーの利用に配慮し、段を設けない。
- ・不要な突起物を設けないなど、転倒や衝突、転落等の事故防止に配慮する。
- ・児童、乳幼児に配慮し、低い目線からの視認性、操作性を確保する。
- ・音声情報を聞き取れるよう、騒音の低減と響きの抑制に配慮する。
- ・適宜休憩できる場所を設ける。
- ・利用者の性別によらずに乳幼児のオムツ交換や授乳を行うことができるよう配慮する。

■乳幼児用おむつ交換台

【壁・床取り付け乳幼児用おむつ交換台
(生後1ヶ月～2歳半程度)】

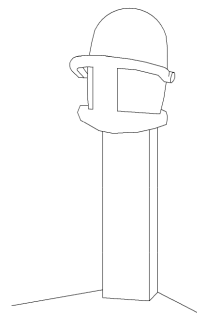


【壁取り付け乳幼児用おむつ交換台
(生後1ヶ月～2歳半程度)】



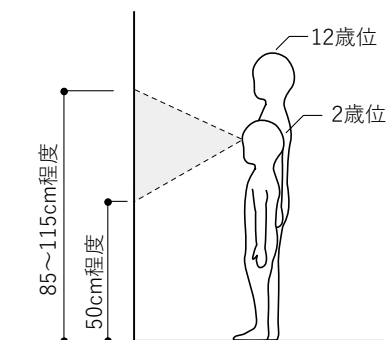
■乳幼児用椅子

(生後5ヶ月～2歳半程度)

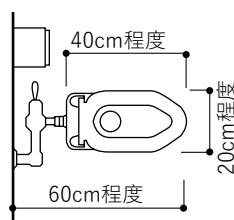


資料：上3つの図は「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7〔2025〕年5月）」（国土交通省）p115を加工して作成

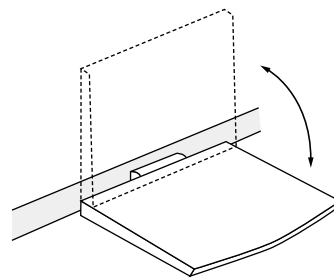
■視線の高さ・範囲



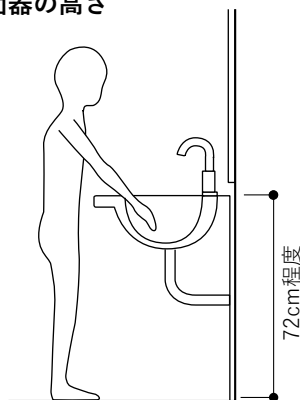
■幼児用大便器



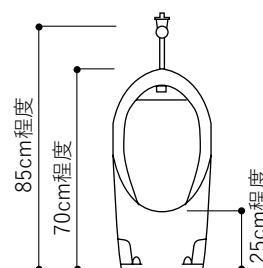
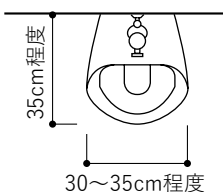
■収納式着替え台



■洗面器の高さ



■幼児用ストール小便器



外国人

外国人の特性等

○言語や生活文化の違いから、情報伝達上の配慮が必要である。

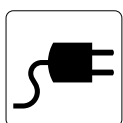
留意すべき主な事項

- ・統一感のある多言語案内サインの導入やピクトグラムの活用などの推進など、案内表示の充実化を進める。
- ・外国人が多く利用する施設では、滞在中に災害や事故等の不測の事態に遭遇した場合に安全・安心を確保するため、災害発生時等に多言語によるアナウンスを行う。
- ・適宜休憩できる場所を設ける。
- ・外国人が情報を収集しやすいよう、無料Wi-Fiの整備など通信環境を充実させる。

■外国人にもわかりやすい案内用図記号(※)の例



無線 LAN
Wireless LAN



充電コーナー
Charge point



自動販売機
Vending machine



海外発行カード
対応 ATM
ATM for overseas
cards



オストメイト用設備／
オストメイト
Facilities for Ostomy /
Ostomate



駅事務室／駅係員
Station office/
Station staff



一般車
Car



レンタサイクル／
シェアサイクル
Rental bicycle/
Bicycle sharing



コンビニエンスストア
Convenience store



イヤホンガイド
Audio guide



列車の非常停止
ボタン
Emergency train
stop button



ホームドア：
たてかけない
Do not lean objects
on the platform door



ホームドア：
乗り出さない
Do not lean over the
platform door



ホームドア：ドアに手を
挟まないように注意
Caution, closing doors



シートベルトを締める
Fasten seat belt

※その他の図記号について、IV 関連資料「6. 標準案内用図記号」(313頁)に詳細な表示例を示していますので、そちらも参照してください。

出典：「案内用図記号」(公財)交通エコロジー・モビリティ財団

■多言語表記の例

←

新川崎交通広場
Shin-Kawasaki Transit Terminal
新川崎交通広場 신가와사키 교통광장

440m **新川崎・創造のもり**
Shin-Kawasaki Sozo no Mori
新川崎・創造之森 신가와사키·창조의 숲

640m **幸区日吉合同庁舎**
Saiwai Ward Hiyoshi Joint Gov't Bldg.
幸区政府日吉综合官庁 사이와이구 히요시 합동청사

1.1km **夢見ヶ崎動物公園**
Yumemigasaki Zoological Park
梦见崎动物公园 유메미가사키 동물공원